

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2023・4・10

特許法、商標法など6法 ▼政府▼

知財関連法の改正案を一括提出

政府は、特許法、商標法、意匠法、不正競争防止法、実用新案法、工業所有権特例法の知財関連6法の改正案を国会に提出した。

商標法については、登録可能な商標を拡充する。

他人がすでに登録している商標と類似する商標についても、先行商標権者の同意があり、出所混同の恐れがない場合には登録できるように改正する。

氏名を含む商標は要件を緩和し、一定の条件下で登録可能とする。

意匠法については、創作者などが出願前にデザインを公開した場合の救済措置を受ける際の手続き要件を緩和する。

不正競争防止法については、仮想空間（メタバース）などのデジタル空間上でも、商品形態の模倣行為を不正競争行為の対象とし、差し止め請求権などを行使できるようにする。

また、国際的な営業秘密侵害事案に対応するため、国外で日本企業の営業秘密が侵害された場合にも、日本の裁判所で訴訟を起こし、日本の不正競争防止法を適用できるようにする。

知的財産侵害物品 ▼財務省関税局▼

個人向けの輸入差止が大幅に増加

財務省関税局は、全国の税関が昨年、輸入を差し止めた偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、前年比7.7%増の約88万点に上ったと発表した。2年連続で前年を上回り、特に個人向けの小口輸入の差止件数が増加している。

財務省の発表によると、令和4年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は26,942件で、前年比では4.7%減少したものの、3年連続で26,000件を超え、高水準で推移している。

これまで、個人使用が目的であれば、海外の事業者から偽ブランド品を郵送で輸入しても、差止対象にならなかったが、昨年10月の改

正商標法、改正意匠法、改正関税法の施行により、個人使用の目的でも、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品などは、税関での没収が可能となった。改正法が施行された令和4年10月から12月の間において、個人使用を目的とした模倣品の輸入差止件数は、8,102件で前年比20.1%増加している。

令和4年生活経済事犯の状況 ▼警察庁▼

営業秘密侵害事件が過去最多

勤務していた企業から営業秘密を不正に取得したとして、昨年1年間に全国の警察が不正競争防止法違反で検挙した営業秘密侵害事件は29件で過去最多となったことが、警察庁のまとめで分かった。

警察庁が発表した「令和4年における生活経済事犯の検挙状況」によると、勤務していた会社から転職したり、独立した際に、営業などに関する秘密情報を不正に持ち出したとして全国の警察が摘発した件数は、前年より6件増加し、統計を取り始めた2013年以降で最多となった。

逮捕・書類送検されたのは45人で、うち逮捕者は17人。書類送検された法人は1社。被害企業などからの相談件数は59件。

警察庁は、営業秘密侵害事件の増加の背景に、転職が一般的になり、人材の流動化が進んだことや、営業秘密に関する企業の管理意識が高まり、不正が発覚しやすくなったことがあるとみている。

最近5年間における営業秘密侵害事犯の検挙状況の推移

	平30	令01	令02	令03	令04
検挙事件数	18	21	22	23	29
検挙人員	23	27	38	49	45
検挙法人数	0	0	1	0	1

出典：警察庁「令和4年生活経済事犯の検挙状況」

解説

進歩性の判断(主引用発明への副引用発明の適用)
知的財産高等裁判所 令和4年(行ケ)
第10037号 審決取消請求事件
令和5年2月7日判決言渡

第1 事案の概要

被告は、名称を「空調服の空気排出口調整機構、空調服の服本体及び空調服」とする発明についての特許第6158675号(本件特許)の特許権者である。原告が本件特許のうち請求項3~10に係る部分について特許無効審判を請求した(無効2020-800103号)。特許庁は「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)をし、原告がその取消しを求めた。

知財高裁は、原告が主張する「公然実施発明による進歩性欠如についての判断の誤り(取消事由3)」は理由があるとして本件審決を取り消した。

本件審決及び本件訴訟で認定された甲2(カタログ「Re. SUN-S Uniform Catalogue volume. 28 2008 SPRING&SUMMER COLLECTION」(株)サンエス、136~139頁、200頁、201頁)に掲載された品番「KU90550」の製品により公然実施をされた発明(本件公然実施発明)と、本件特許の請求項3に係る発明(本件発明3)との間の一致点、相違点は以下の通りである。(一致点1)

送風手段を用いて人体との間に形成された空気流通路内に空気を流通させる空調服において、襟後部と人体の首後部との間に形成される、前記空気流通路内に流通する空気を外部に排出する空気排出口の開口度を調整するための手段である点

(相違点1)

襟後部と人体の首後部との間に形成される、空気流通路内に流通する空気を外部に排出する空気排出口の開口度を調整するための手段について、

本件発明3が、

「第一取付部を有し、前記空調服の服地の内表面であって前記襟後部又はその周辺の第一の位置に取り付けられた第一調整ベルトと、

前記第一取付部の形状に対応して前記第一取付部と取り付けが可能となる複数の第二取付部を有し、前記第一調整ベルトが取り付けられた前記第一の位置とは異なる前記襟後部又はその周辺の第二の位置に取り付けられた第二調整ベルトと、を備え、

前記第一取付部を前記複数の第二取付部の少なくともいずれか一つに取り付けることで前記空気流通路内に流通する空気の圧力を利用することにより、前記襟後部と人体の首後部との間に、複数段階の予め定められた開口度で前記空気排出口を形成する」

「開口度を調整するための空気排出口調整機構」であるのに対し、

本件公然実施発明は、「前記空調服の服地の内表面であって前記襟後部又はその周辺の第一の位置に取り付けられた紐1と、前記紐1が取り付けられた前記第一の位置とは異なる前記襟後部又はその周辺の第二の位置に取り付けられた紐2とを備え、2本の紐(1、2)を結ぶことによって、空気排出量を調節することができる、首周りの空気排出スペースを調整する手段」である点。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2020-800103号事件について令和4年3月30日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

空気排出口の開口度を調整するための手段(空気排出口調整機構)に係る両発明の構成につき、更に検討すると、相違点1に係る本件発明3の構成の容易想到性の判断に当たっては、空気排出口の開口度を調整するための手段(空気排出口調整機構)に係る次の各点(本件相違点)を検討すれば足りるというべきである。

a 本件発明3の「第一調整ベルト」は、「第一取付部を有」するのに対し、本件公然実施発明の「紐1」は、そのような構成を備えない点

b 本件発明3の「第二調整ベルト」は、「前記第一取付部の形状に対応して前記第一取付部と取り付けが可能となる複数の第二取付部を有」するのに対し、本件公然実施発明の「紐2」は、そのような構成を備えない点

c 空気排出口の形成に関し、本件発明3は、「前記第一取付部を前記複数の第二取付部の少なくともいずれか一つに取り付けることで」形成するのに対し、本件公然実施発明は、そのような構成を備えない点

d 空気排出口の開口度に関し、本件発明3は、「複数段階の予め定められ

た」ものであるのに対し、本件公然実施発明は、そのような構成を備えない点
甲30(登録実用新案第3172651号公報)に記載された発明

甲30には、本件相違点に係る本件発明3の構成に相当する構成を全て含んだ介護用パンツの発明(甲30発明)が記載されているものと認めるのが相当である。

甲30発明'の本件公然実施発明への適用
技術分野の関連性

本件公然実施発明は、空調服(送風手段を用いて人体との間に形成された空気流通路内に空気を流通させることにより人体から出た汗を蒸発させて身体を冷却することができる衣服)の技術分野に属すると認められるのに対し、甲30発明'は、介護用パンツの技術分野に属すると認められる。

空調服と介護用パンツは、その形状や使用目的を異にするものではあるが、いずれも身体の一部を包んで身体に装着する「被服」であるという点(なお、この点は、被告も争うものではない。)では、関連性を有するものである。

課題の共通性

本件公然実施発明から認識される課題

甲15(特開平10-88407号公報)の記載などによると、本件出願日当時、被服の技術分野においては、2つの紐状部材を結んでつないで長さを調整することや、そもそも2つの紐状部材を結んでつなくと自体、手間がかかって容易ではないとの周知かつ自明の課題が存在したものと認められる(なお、本件明細書にも、本件出願日当時に存在した課題として、一組の調整紐を結んで所望の長さになるようにすることは非常に難しく、ほとんどの着用者は空気排出口の開口度を適正に調整することができないとの記載がみられるところである。)

そうすると、被服の技術分野に属する本件公然実施発明の構成(「前記空調服の服地の内表面であって前記襟又はその周辺の第一の位置に取り付けられた紐1と」、「前記紐1が取り付けられた前記第一の位置とは異なる前記襟又はその周辺の第二の位置に取り付けられた紐2とを備え」、「2本の紐(1、2)を結ぶことによって、空気排出量を調節することができる」との構成)自体からみて、また、甲41(株)サンエス外1社作成の品番「KU90550」の製品等に係る「空調服取扱説明書」に「首と襟足の間隔を広くし」との記載及び紐が首の後ろにある旨の図示があることからすると、本件公然実施発明に接した本件出願日当時の当業者は、上記の課題を認識するものと認めるのが相当である。

甲30発明'が解決する課題

甲30発明'は、「帯紐6a」に「ボタン7a」を、「帯紐6b」に複数の「ボタン7b」をそれぞれ設け、「ボタン7a」を複数ある「ボタン7b」のいずれか一つにはめ込むとの構成を採用することにより、「帯紐6a」及び「帯紐6b」の装着長さを調整し、もって、個人差のある腰回りの大きさに応じて介護用パンツ1を装着することを可能にするというものであるところ、甲30に装着の容易さについての記載があること、又上述したおりの周知かつ自明の課題が本件出願日当時に被服の技術分野において存在したとの事実も併せ考慮すると、本件出願日当時の当業者は、甲30発明'につき、これを2つの紐状部材を結んでつないで長さを調整することが手間で容易ではないとの課題を解決する手段として認識するものと認めるのが相当である。

以上のとおりであるから、本件公然実施発明から認識される課題と甲30発明'が解決する課題は、共通すると認めるのが相当である。
本件公然実施発明に甲30発明'を適用することについての動機付けの有無

被服の技術分野に属する本件公然実施発明に接した本件出願日当時の当業者は、空気排出スペースの大きさを調整するための手段である「紐1」及び「紐2」を結んでつないで長さを調整することが手間で容易でないとの課題を認識し、当該課題を解決するため、同じ被服の技術分野に属する甲30発明'を採用するよう動機付けられたものと認めるのが相当である。

小括

以上によると、本件出願日当時の当業者は、本件公然実施発明に甲30発明'を適用して、本件相違点に係る本件発明3の構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当であるから、本件出願日当時の当業者は、相違点1に係る本件発明3の構成にも容易に想到し得たものと認められる。よって、これと異なる本件審決の判断は誤りであり、取消事由3は、理由がある。

第4 考察

進歩性の判断で主引用発明への副引用発明の適用を検討するにあたって、技術分野の関連性、課題の共通性、適用する動機付けが検討、判断されている。実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。以上

国際特許の出願件数 中国が4年連続1位

■WIPO■

世界知的所有権機関 (WIPO) は、2022年度の国際出願統計を公表した。

◆PCT国際特許出願◆

世界のPCT国際特許出願件数は、前年比0.3%増の約278,100件。

出願国ごとにみると、中国 (70,015件、前年比0.6%増)、米国 (59,056件、0.6%減)、日本 (50,345件、0.14%増)、韓国 (22,012件、6.2%増)、ドイツ (17,530件、1.5%増) と上位5か国は前年と変わらなかった。

中国からの出願が初めて7万件を突破し、2019年から4年連続で国別首位。インドは、25.4%増の2,618件と大幅に伸びている。

◆企業別PCT国際特許出願件数◆

企業別をみると、1位は中国の通信機器大手：華為技術 (7,689件)。2位は韓国のサムスン電子 (4,387件)、3位は米クアルコム (3,855件)、4位は三菱電機 (2,320件)。三菱電機は、2014年以降9年連続で、世界の上位5位以内をキープしている。

◆マドプロ国際商標出願◆

マドプロ国際商標出願件数は、前年比6.1%減の約69,000件。

出願国ごとにみると、米国 (12,495件、前年比5.9%減)、ドイツ (7,695件、12.5%減)、中国 (4,991

◆PCT国際特許出願件数◆

●PCT国際特許出願件数●				
		2021	2022	増減率 (%)
①	中国	69,604	70,015	0.6
②	米国	59,403	59,056	▲0.6
③	日本	50,275	50,345	0.14
④	韓国	20,723	22,012	6.2
⑤	ドイツ	17,266	17,530	1.5

◆企業別PCT国際特許出願件数◆

●企業別PCT国際特許出願件数●			
		2021	2022
①	華為技術 (中国)	6,952	7,689
②	サムスン電子 (韓国)	3,041	4,387
③	クアルコム (米国)	3,931	3,855
④	三菱電機 (日本)	2,673	2,320
⑤	エリクソン (スウェーデン)	1,877	2,158

出典：WIPO「2022年度国際出願統計」より抜粋

件、5.3%減)、フランス (4,403件、9.9%減)。日本は2.6%減の3,145件で7位となった。

◆企業別国際商標出願件数◆

企業別にみると、1位はフランスの化粧品大手：ロレアル (160件)、2位はスイスの製薬大手：ノバルティス (131件)、3位は英国の製薬大手：グラクソ (128件)。日本企業では、資生堂 (92件) が6位、任天堂 (70件) が10位にランクインした。

権利者不明の著作物 新制度で二次利用促進

■著作権法改正案■

政府は、権利者が不明の著作物や個人が創作してインターネット上で掲載したデジタルコンテンツの二次利用を促すための著作権法改正案を今国会に提出した。

一般的に他人の著作物を利用する場合、契約により許諾を得る必要があるが、個人がインターネットに投稿したデジタルコンテンツや権利者が不明な著作物などは、実際に許諾を得ることは困難で、ネット配信や二次利用の妨げになっ

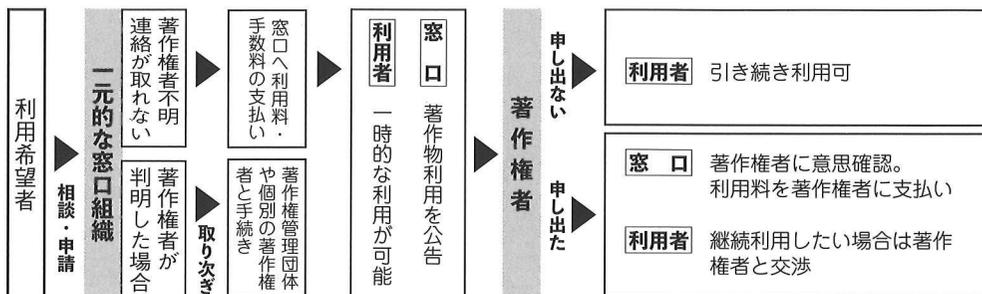
ていると指摘されていた。

このため、改正案では、権利者が分からない場合や許諾の意思表示が確認できない著作物について、文化庁長官による登録を受けた「窓口組織」に、利用料相当額の補償金を支払えば、権利者の許諾を得なくても一時的な利用が可能となる新制度を盛り込んだ。

例えば、個人が創作したデジタル作品で利用を申請する手段がなかったり、1つの作品に複数の著作権者がいるコンテンツなどが想定されている。

一方、著作権者が自身の著作物が利用されていると分かった場合は、申し出れば、補償金を受け取り、改めて利用について交渉できるようにしたり、利用を停止させることも可能とした。

新制度のイメージ



審 決 紹 介

本願商標「ゾンビハムスターねずこ」は、商標法第4条第1項第11号に該当しない、と判断された事例（不服2022-5384、令和5年1月12日審決）

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「ゾンビハムスターねずこ」の文字を標準文字で表してなり、第25類「被服、ガーター、靴下留め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊靴、運動用特殊衣服」を指定商品として、令和3年4月13日に登録出願されたものである。

本願は、令和3年9月21日付けで拒絶理由の通知がされ、同年10月6日に意見書が提出されたが、同年1月4日付けで拒絶査定がされ、これに対し、同年4月11日に拒絶査定不服審判の請求がなされたものである。

2 引用商標

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第6397481号商標（以下「引用商標」という。）は、「福豆子」の文字を標準文字で表してなり、令和2年6月22日に登録出願、別掲のとおり第9類、第14類、第16類、第18類、第25類及び第28類に属する商品を指定商品として、同年6月3日に設定登録され、その商標権は、現に有効に存続しているものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標と引用商標とは、いずれも、「ネズコ」の称呼及び「鬼滅の刃」のキャラクターである福豆子（ねずこ）の観念を生じるものであり、称呼及び観念を共通にするから、外観上の差異を考慮しても、互いに相紛れるおそれのある類別の商標である、本願の指定商品は、引用商標の指定商品と同一又は類似の商品を含むものであるから、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「ゾンビハムスターねずこ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成各文字は、「ゾンビハムスター」が片仮名、「ねずこ」が平仮名で表されているとしても、同書、同大で間隔を空けず、外観上、まとまりよく一体的に表されているものであり、いずれかの文字部分が強い印象を与えるものではない。

また、本願商標の構成中の「ゾンビ」の文字は、「呪術によって生き返った死体」、「ハムスター」の文字は、「キヌゲネズミ科キヌゲネズミ亜科の総称」、「ねずこ」の文字は、「ヒノキ科の常緑針葉樹」（いずれも「広辞苑 第7版」発行者：岩波書店）の意味を有する語であるとしても、各語を結合した「ゾンビハムスターねずこ」の文字は、辞書等に掲載がなく、特定の意味合いを有するものとして親しまれている等の特段の事情も見いだせない。

そして、本願商標のようなまとまりよく一体的に表された構成の商標に接する取引者、需要者は、その構成から「ゾンビハムスター」の文字を捨象し、「ねずこ」の文字のみに着目するのではなく、一連一連の具体的な意味を有しない一種の造語を表しているものと認識、把握するとみるのが相当である。

また、本願商標の構成全体に相応して生じる「ゾンビハムスターネズコ」の称呼は、冗長とはいええず、無理な一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標は、構成文字全体より生じる称呼及び観念をもって取引に資するといふべきであり、その構成中いずれかの文字部分を要部として分離、抽出し、引用商標との類否を判断することはできない。

したがって、本願商標の構成中の「ねずこ」の文字を本願商標の要部として分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが、互いに相紛れるおそれのある類別の商標であるとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「LE MONT CARMEL」は、商標法第4条第1項第7号に該当しない、と判断された事例（不服2022-8340、令和5年1月10日審決）

1 本願商標

本願商標は、「LE MONT CARMEL」の文字を標準文字で表してなり、第25類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、令和3年3月3日に登録出願されたものである。

原審では、令和3年9月1日及び同月13日受付の手続補正書の提出、同年10月12日付けで拒絶理由の通知、同年1月18日受付で意見書の提出、同年3月3日付けで拒絶査定されたもので、これに対して同年6月1日に本件拒絶査定不服審判が請求されている。

本願商標の指定商品は、原審における上記手続補正書により、第25類「洋服、コート、セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、下着、水泳着、水泳帽、キャミソール、 टीシャツ、和服、アイマスク、エプロン、えり巻き、靴下、毛皮製ストール、ショール、スカーフ、足袋、足袋カバー、手袋、ネクタイ、ネッカチーフ、バンダナ、保温用サポーター、マフラー、耳覆い、ナイトキャップ、帽子、バンド、ベルト、ガーター、ズボンつり、仮装用衣服、運動用特殊衣服（「水上スポーツ用特殊衣服」を除く。）、運動用特殊靴（「乗馬靴」）及び「ウインドサーフィン用シューズ」を除く。）と補正された。

2 原査定の拒絶の理由（要旨）

原査定は、「本願商標は、「LE MONT CARMEL」の欧文字を普通に用いられる方法（標準文字）で表してなるところ、当該文字は、イスラエル国にある山「カルメル山」のフランス語表記であり、カルメル山は、2012年に登録された世界遺産である「人類の進化を示すカルメル山の遺跡群：ナハル・メアロット（ワディ・エルムガータ）の洞窟群」がある場所であるから、世界遺産として登録された遺跡を認識させる本願商標について、一人である出願人に登録を認め、その指定商品について使用をする権利を専有させることは、これを人類全体のための世界の遺産として保護・保存する活動を行ってきたユネスコやイスラエル国の権威・尊敬を害し、かつ、イスラエル国を含む世界遺産条約の締約国の国民の感情を害するおそれがあり、我が国とイスラエル国及び世界遺産条約の締約国の友好関係にも影響を及ぼしかねず、国際信義にもとるおそれもあるから、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標である。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、「LE MONT CARMEL」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「LE」の欧文字は、固有名詞の前につけるフランス語の定冠詞であって、「MONT」の欧文字は、「（固有名詞を伴って）…山」の意味を、「CARMEL」の欧文字は、「パレスチナの山Carmel、カルメル会修道院。」などの意味を有するフランス語（「ロワイヤル仏和辞典 第2版」旺文社発行）であるが、各文字を結合して、我が国で親しまれた成語や外来語になるものはない。

また、当審による職権調査によれば、原審が指摘するイスラエルの世界遺産の一つである「人類の進化を示すカルメル山の遺跡群：ナハル・メアロット（ワディ・エルムガータ）の洞窟群」の仏語表記は、「Sites de l'évolution humaine du mont Carmel/les grottes de Nahal Me'arot /Wadi el-Mughara」(l'évolution)中の「el」はアクセント・テギュエが付されている。であるが、本願商標の構成文字が直ちに当該世界遺産を想起させるものではなく、その略称として我が国において広く使用されている事実は発見できなかった。

したがって、本願商標は、原審提示の世界遺産を表したものと直ちに認識されるものではなく、それを登録することが、特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反するものとはいえない。

その他、本願商標について、その構成自体が非道徳的若しくは差別的又は他人に不快な印象を与えるようなものであり、その指定商品に使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものであることを示す事実は見いだせない。

以上のとおり、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標ではないから、商標法第4条第1項第7号に該当するものではなく、同項同号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和38(1963)年	商標登録第 623916号～第 625596号
48(1973)年	商標登録第1028806号～第1035300号
58(1983)年	商標登録第1613501号～第1621162号
平成5(1993)年	商標登録第2572602号～第2583593号
平成15(2003)年	商標登録第4705885号～第4713747号
平成25(2013)年	商標登録第5612354号～第5619051号

各年の9月1日～9月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和2年5月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは4月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらお問い合わせください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和5年1月分	19,324	11,176
前 年 比	99%	86%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。